平成２５年（フ）第４０５３号
大阪府枚方市渚西２丁目８番２号
債務者　谷村　榮治
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０９０号
大阪市東成区大今里西２丁目12番１号
債務者　安田淑子こと　韓　　淑子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７９号
大阪市淀川区東三国６丁目21番３号レシェンテ東三国502号
債務者　河端　章三
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０４号
大阪府東大阪市若江北町１丁目17番11号
債務者　三浦　弘子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３６５号
大阪府箕面市如意谷１丁目２番17号　101号、前住所大阪府箕面市桜井２丁目５番44―102号
債務者　永野　榮子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４３０号
大阪府吹田市佐井寺４丁目22番１―1304号
債務者　石井塗装こと　石井　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４３８号
大阪市東淀川区下新庄４丁目９番７号
債務者　戸賀真由美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２４号
大阪市生野区田島１丁目７番９号
債務者　山崎正幸こと　奉　　正幸
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５号
神戸市中央区北野町２丁目２番１号　北野マンション１号棟103号室
債務者　藤野　育代
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２８号
神戸市東灘区北青木２丁目３番104号
債務者　豊島　妙子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６６号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目７番13号
債務者　髙玉智賀子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８７号
神戸市長田区三番町４丁目11番地の１　市住31―902号
債務者　増田　正枝（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１６号
兵庫県伊丹市大野１丁目53番地　坂上文化202号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南１丁目１番５―1110号
債務者　田吉　　修
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
兵庫県伊丹市大野１丁目53番地　坂上文化202号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南１丁目１番５―1110号
債務者　田吉　玲子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
愛媛県喜多郡内子町内子2523番地
債務者　幸田寿美子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第９８号
福島市上浜町12番11号
債務者　宮川　雄三
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５号
福島市笹谷字鍛治屋敷17番地の８　光月荘Ｂ棟２Ｆ南、従前の住所山形県山形市南館３丁目２番９―Ｃ３号　ダイヤ15南館
債務者　二宮恵美子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福島地方裁判所